

平成30年度 社会福祉法人の地域貢献に係る地域協議会

日 時 平成30年8月29日(水) 9:00～
場 所 横浜市健康福祉総合センター8階 8AB会議室

《次 第》

- 1 開 会 9:00～(5分)

- 2 議 事
 - (1) 社会福祉法人・施設の地域貢献について 【資料1】 9:05～(5分)
 - (2) 横浜市における「地域協議会」について 【資料2】 9:10～(5分)
 - (3) 本日の内容・進め方 【資料3】 9:15～(5分)
 - (4) 平成29年度決算における社会福祉充実計画の策定状況 【資料4】 9:20～(10分)
 - (5) 横浜市内における社会福祉法人・施設の地域貢献について 【資料5、6】 9:30～(80分)
 - ア 社会福祉法人・施設の地域における公益的な取組等の実施に関するアンケート調査報告
 - イ 事例報告と意見交換 ～横浜市内で地域貢献活動を推進していくために必要なこと～
 - (ア) 実践事例報告・質疑
戸塚区社会福祉法人と地域つながる連絡会 代表 小倉徹氏
 - (イ) 意見交換
 - ・地域住民、関係者との連携のポイント
 - ・地域ニーズに合わせた取組を高めるための支援機関の役割
 - ・仕掛けとして必要な行政施策、取組、事業について

【資料】

- 資料1：社会福祉法人・施設の地域貢献について
資料2：横浜市における地域協議会について
資料3：本日の内容・進め方
資料4：平成29年度決算における社会福祉充実計画の策定状況
資料5：社会福祉法人・施設の地域における公益的な取組等の実施に関するアンケート調査報告書～地域貢献活動に対する特徴的な傾向(まとめ)～
資料6：社会福祉法人が『ALLとつか』で取り組む地域づくり(小倉委員報告資料)

社会福祉法人の地域貢献に係る地域協議会名簿

(敬称略・五十音順)

	委員名	所 属	分 野
1	アオキ シンイチ 青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
2	イタタ ジュンヤ 生田 純也	横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
3	オクラ トオル 小倉 徹	社会福祉法人松緑会理事長 特別養護老人ホーム松みどりホーム施設長	社会福祉法人・施設
4	オカノ シズヨ 中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこほま 理事長	NPO・市民活動団体等
5	ナワタ シンシロ 名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者 (コミュニティ)
6	ニシオ アツシ 西尾 敦史	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	学識経験者 (福祉)
7	ノボリ アキラ 畑尻 明	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会 会長	自治会町内会関係
8	ヤマダ ミチコ 山田 美智子	西区地域子育て支援拠点スマイル・ポート 施設長	子育て分野関係者
9	ミカミ ミチエ 米岡 美智枝	西区第四地区社会福祉協議会 会長	社会福祉協議会 (地区社会福祉協議会)

社会福祉法人・施設の地域貢献について

1 背景

(1) 社会福祉法の改正

- 昨今の社会環境の変化に伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められています。
- こうした観点から、平成 28 年 3 月 31 日に成立した改正社会福祉法（以下、「改正法」。）には、社会福祉法人に地域貢献を義務付ける規定が盛り込まれました。

(2) 具体的な規定①

地域における公益的な取組を実施する責務（改正法第 24 条第 2 項）

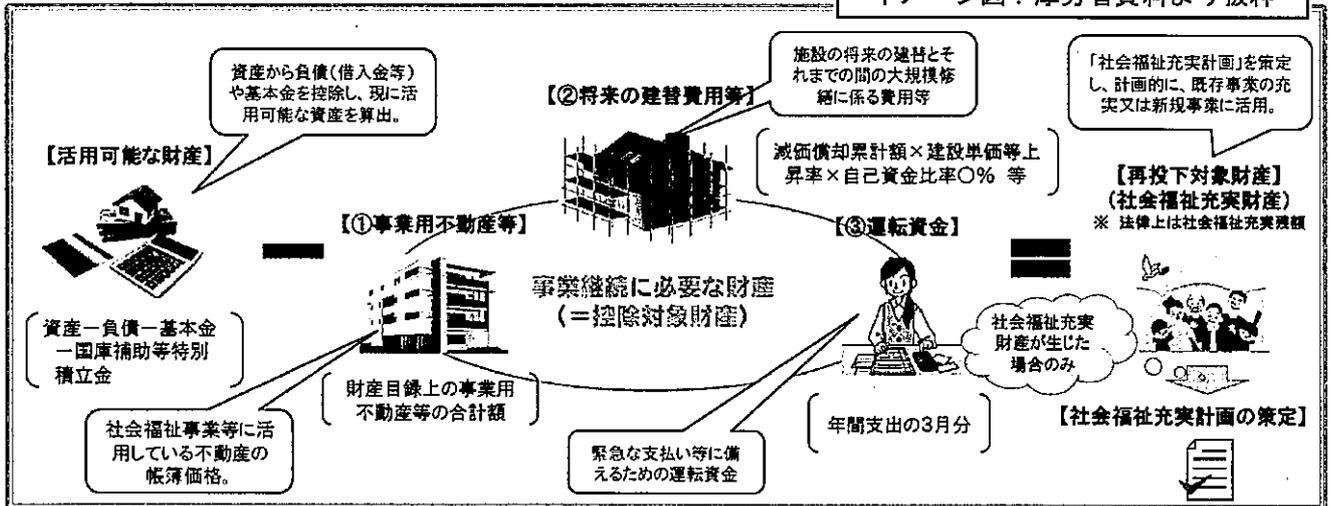
「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うにあたっては、**日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供する**よう努めなければならない。」

(3) 具体的な規定②

社会福祉充実計画への地域公益事業の位置づけ（改正法第 55 条の 2）

- ・社会福祉法人は、保有する財産のうち、事業継続に必要な財産を控除した上で、再投下可能な財産（**社会福祉充実残額**）を明確化する。
- ・社会福祉充実残額が生じる場合には、法人が策定する**社会福祉充実計画**に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。
- ・内容については、人材への投資や建物・設備の充実、地域ニーズに応じた新たなサービスの展開など、法人の実情に応じた取組を盛り込む。

イメージ図：厚労省資料より抜粋



（社会福祉充実財産の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）



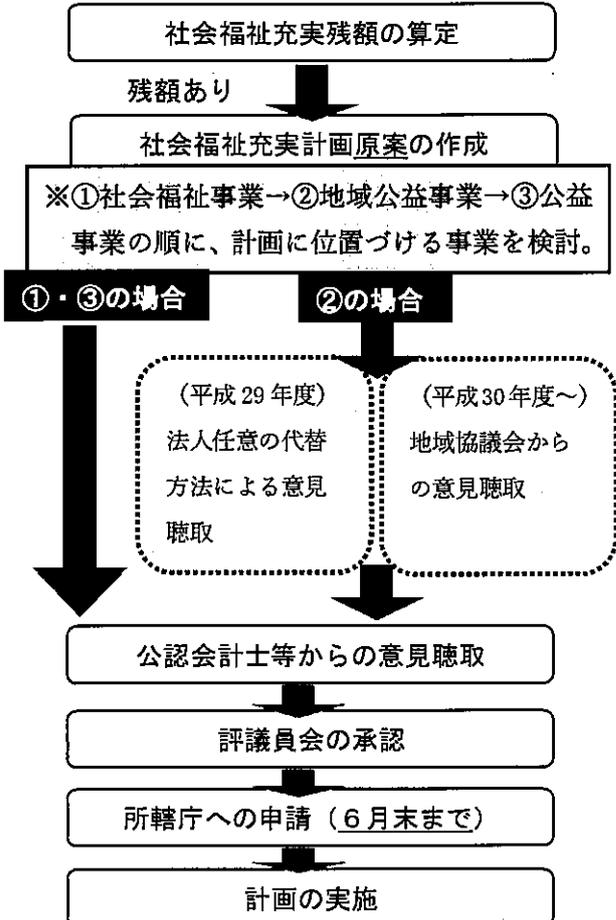
「公益事業（第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第 6 項及び第 9 項第 3 号において「地域公益事業」という。）」（改正法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号）

(3) 具体的な規定② (続き)

【留意事項】

- 法人は、毎年度の決算確定後、社会福祉充実残額が発生する場合には、6月末までに社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得なければならない。
 - 「社会福祉充実計画」に位置づける事業は、以下の順にその実施について検討し、実施する事業を記載することとされている。
①社会福祉事業 ②地域公益事業 ③公益事業
 - 地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされている。(→「**地域協議会**」からの意見聴取)
- ※ ただし、平成 29、30 年度については、制度改正に伴う各所轄庁における準備状況も考慮し、以下のような方法等により代替することができるものとされている。
- ① 法人に設置される運営協議会において意見聴取を行うこと
 - ② 法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うこと

事務手続き



【地域協議会について】

- 地域公益事業を行う計画の策定にあたって、社会福祉法人ができるだけ円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、**各地域 (原則として所轄庁単位) において「地域協議会」を設置。**
- 地域協議会の体制整備責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定。
- 効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとされている。

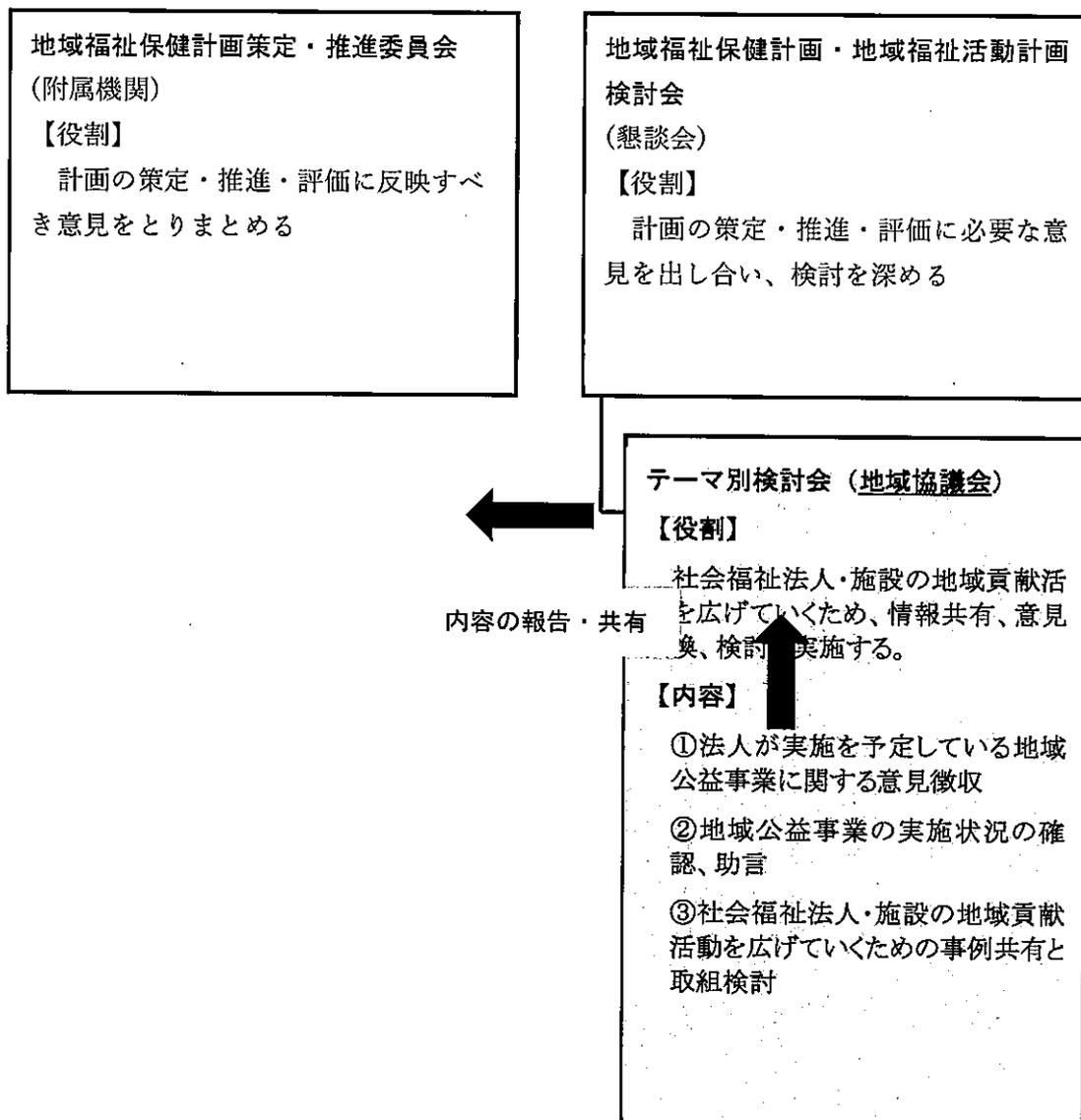
【横浜市の対応】

- 社会福祉法人の所轄庁である「横浜市」と、分野横断的に地域福祉を積極的に推進している「横浜市社会福祉協議会」が、連携して開催します。
- 効率的に開催する観点から、横浜市社会福祉協議会が運営に携わる既存の会議体を活用し、地域福祉保健に係る有識者・実践者から幅広く意見聴取を行うものとします。
- また、地域公益事業の意見聴取や実施報告だけではなく、地域福祉保健計画の重要テーマの一つでもある「社会福祉法人の地域貢献」について、継続的に議論を交わす場としても活用していきます。

横浜市における「地域協議会」について

平成 29 年 4 月の社会福祉法の改正により、各所轄庁への設置が求められた「地域協議会」について、横浜市では、「横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会テーマ別検討会」として位置付け、社会福祉法人の所轄庁である「横浜市」と、分野横断的に地域福祉を積極的に推進している「横浜市社会福祉協議会」が、連携して開催します。

【各会議体の関係図】



本日の内容・進め方

1. 平成 29 年度決算における社会福祉充実計画の策定状況 **議事（4）【資料 4】**
横浜市内における社会福祉充実計画の策定状況を御報告します。
委員の皆さまには、取組の現状としてお聞きいただければと思います。
特に御意見がありましたらお願いいたします。

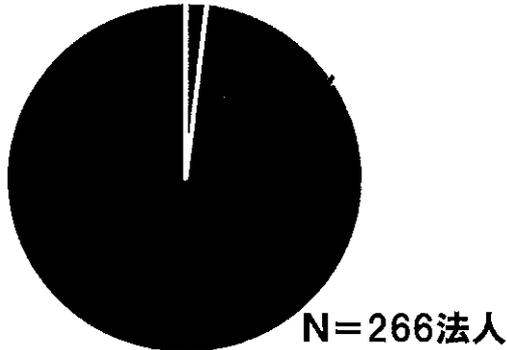
2. 横浜市内における社会福祉法人・施設の地域貢献について **議事（5）【資料 5・6】**
 - (1) 社会福祉法人・施設、地区社協へのアンケート結果報告
平成 29 年度に実施した標記アンケートの結果報告（概要）を御説明します。
昨年度の地域協議会でも速報版として御説明したものですので、内容について特に御意見がありましたらお願いいたします。

 - (2) 事例報告と意見交換～横浜市内で地域貢献活動を推進していくために必要なこと～
小倉委員より、戸塚区における取組事例を御報告いただきます。
説明をお聞きいただいた上で、委員の皆さまの立場や実践経験を踏まえ、以下のポイントで御意見をお願いいたします。
【御意見いただきたいこと】
 - ◆御報告いただいた内容に係る御感想、御質問
 - ◆社会福祉法人・施設と地域住民、関係者との連携のポイント
 - ◆地域ニーズに合わせた取組を高めるための支援機関（区役所、区社協、市役所、市社協）の役割
 - ◆取組を一層推進していく仕掛けとして必要な行政施策、取組、事業について

- 横浜市所管法人のうち、平成 29 年度決算で社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定した法人は 5 法人。1 千万円超～1 億円以下の法人が 8 割を占めている。

社会福祉充実残額の有無

平成 29 年度決算の社会福祉充実残額



- 充実財産あり 5法人
- 充実財産なし 261法人

横浜市における充実残額の規模別法人数 (残額総額:約 5 億 4 千万円)

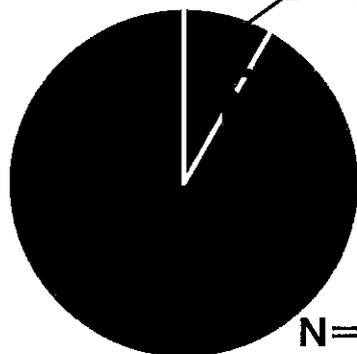
充実残額の規模	法人数	割合
1 億円超 ～ 5 億円以下	1	20%
5 千万円超 ～ 1 億円以下	2	40%
1 千万円超 ～ 5 千万円以下	2	40%
1 千万円以下	0	0%
合計	5	100%

- 社会福祉充実残額が生じた横浜市所管法人は、1 法人当たり 1～3 つの事業を社会福祉充実計画に位置付けている。すべての法人が社会福祉事業を位置付けている。
- 具体的な内容については、「既存施設の建替、施設整備」が最も多い。

社会福祉充実計画の事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	0	0%
職員給与、一時金の増額	2	18%
研修の実施	0	0%
既存事業の定員、利用者の拡充	1	9%
既存事業のサービス内容の充実	1	9%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	2	18%
既存施設の建替、施設整備	5	46%
その他 (職員の福利厚生)	0	0%
その他 (上記以外)	0	0%
合計	11	100%

- 横浜市所管法人のうち、社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定した法人は 22 法人。社会福祉充実残額の規模別にみると、「5 千万円超～1 億円以下」の法人数が最も多い。

社会福祉充実残額の有無



- 充実財産あり 22法人
- 充実財産なし 243法人

横浜市における充実残額の規模別法人数 (残額総額:約 45 億 7 千万円)

充実残額の規模	法人数	割合
5 億円超	2	9%
1 億円超 ～5 億円以下	3	14%
5 千万円超 ～1 億円以下	8	36%
1 千万円超 ～5 千万円以下	7	32%
1 千万円以下	2	9%
合計	22	100%

- 社会福祉充実残額が生じた横浜市所管法人は、1 法人当たり 1～8 つの事業を社会福祉充実計画に位置付けている。そのうち、地域公益事業を位置付けている法人は 2 法人となっている。
- 具体的な内容については、「既存施設の建替、施設整備」が最も多い。

社会福祉充実計画の事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	7	17%
職員給与、一時金の増額	4	10%
研修の実施	6	15%
既存事業の定員、利用者の拡充	0	0%
既存事業のサービス内容の充実	2	5%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	5	12%
既存施設の建替、施設整備	14	34%
その他（職員の福利厚生）	2	5%
その他（上記以外）	1	2%
合計	41	100%

地域公益事業
「2」含む

社会福祉法人・施設の地域における公益的な取組等の実施に関する アンケート調査報告書

～地域貢献活動に対する特徴的な傾向（まとめ）～

平成30年2月

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
経営者連絡会議・社会福祉事業連絡会議

- 社会福祉法人・施設の地域に対する取組（方針）と、地区社協の社会福祉法人・施設に対する要望（期待）とを比較しながら、一致している点、また違いがみられる点などを分析した結果です。

① 活動状況と地域の認知度 ・ ② 活動意向と地域からの期待

法人・施設が現在取り組んでいる、今後取り組みたい地域貢献活動は「人材育成」が最も多くなっていますが、地区社協は「地域を活性化する活動」を最も期待しています。

③ 活動方法の実践と地域からの期待

法人・施設が行う地域貢献活動の活動方法は、地区社協の6割以上が「施設職員の知識や経験を活かした活動」を期待しています。

④ 成果の評価

法人・施設が地域貢献活動を行うことによる成果は、共に「法人・施設の認知度が高まる」をトップに挙げています。

⑤ 課題の認識

法人・施設が地域貢献活動を行う上での課題は、法人・施設は「本来業務が多忙」が最も多く、地区社協は「法人・施設の機能や専門性がわからない」が多くなっています。

⑥ 関わり方

法人・施設と地区社協との今後の関わりは、共に「地域活動を行う上で重要なパートナー」として認識しています。

⇒ **課題等を整理し、重要なパートナーとして活動するために
「分かり合える工夫」「つなぎ役の機能」が求められる**

1. 趣旨と目的

社会福祉法人・施設の地域貢献活動の状況に加え、地域住民側のニーズを把握するために市内の地区社会福祉協議会（以下、地区社協）に対し、社会福祉法人・施設とどのような関わりをもち、どのようなことを期待しているか等について把握しました。なお本調査の結果は、アンケート結果に基づく研修会等の実施や、各法人の支援に向けて、区社協、地区社協、行政等関係機関への情報提供等に活用してまいります

2. 調査対象及び回収

- (1) 本会会員の内、社会福祉法人 303 法人及び社会福祉法人の運営する施設 723 施設を対象とし、回収は 317 法人・施設（回答率：30.9%）。
- (2) 地区社会福祉協議会 256 地区を対象とし、回収は 247 地区社協（回答率：96.5%）。

3. 調査期間

平成 29 年 9 月 21 日から平成 29 年 12 月 22 日

4. 回答方法

郵送または電子メールにてアンケートサイトを周知し、アンケートサイトから回答。ただし地区社協には、区社会福祉協議会（以下、区社協）から調査票を配布、郵送または聞き取りにより回答を得て、その結果を区社協職員がアンケートサイトから回答。

5. 調査委託先

一般財団法人 日本総合研究所

6. 調査結果

(1) 法人・施設が取り組んでいる地域貢献活動と地区社協の関わり

現在、地域貢献活動に取り組んでいる法人・施設は296で全体の93.4%を占めました。内容は「ボランティア、福祉人材の育成(実習生・インターンシップの受け入れ、介護体験、介護教室の開催、福祉教育等)」226(76.4%)、「地域のつながりを作る活動」196(64.9%)が多くなっています。

図1 独自の地域貢献活動への取り組み

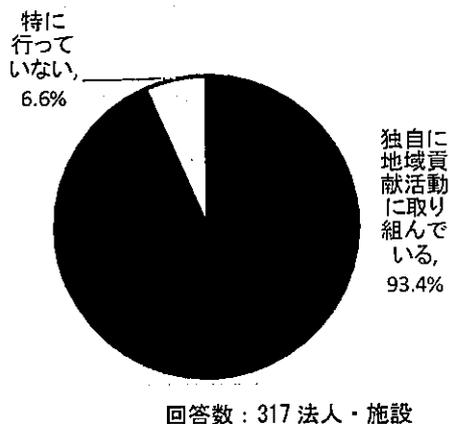
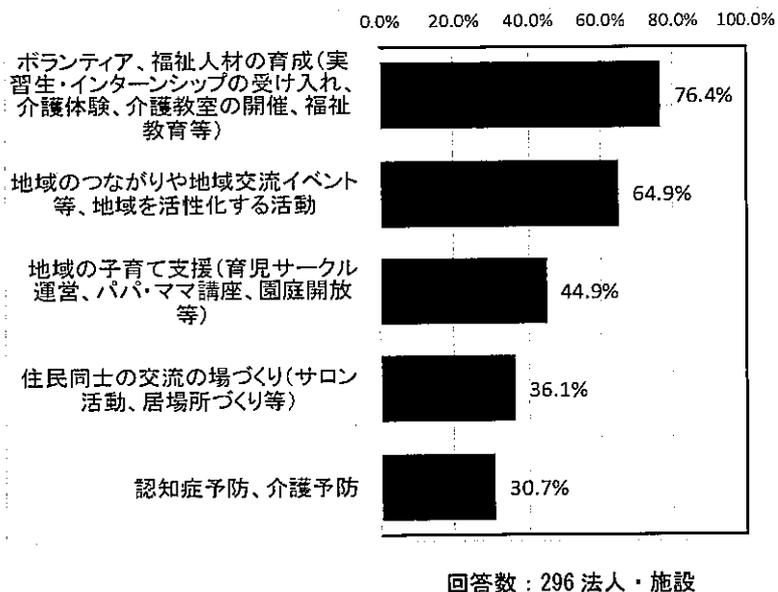


図2 取り組んでいる内容上位5位(複数回答)



現在、法人・施設が取り組んでいる地域貢献活動に関わりがある地区社協は、法人・施設の地域貢献活動を知っていると回答した188の地区社協のうち、117で62.2%を占めています。活動内容は、「地域のつながりや地域交流イベント等、地域を活性化する活動」が68(58.1%)と最も多くなっています。

図3 地域貢献活動に対する地区社協の関わり

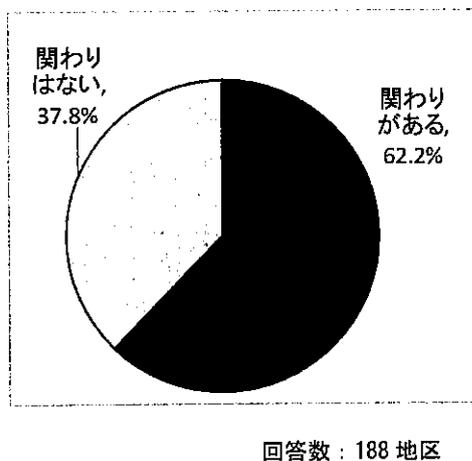
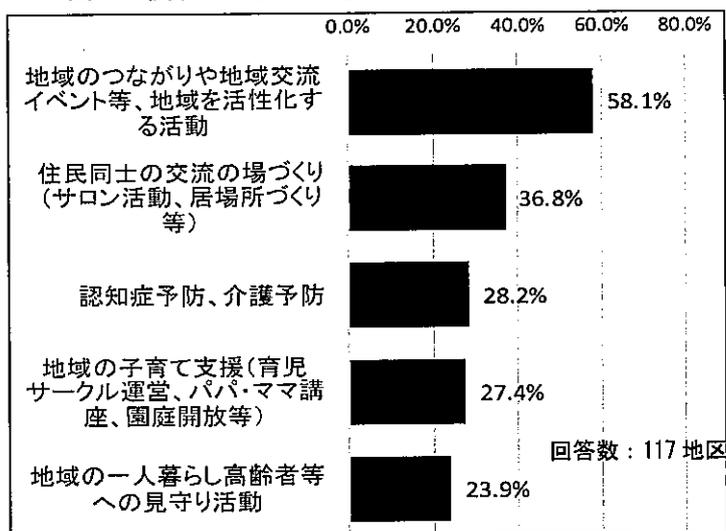


図4 関わりがある内容上位5位(複数回答)



(2) 地域貢献活動に対する特徴的な傾向 (まとめ)

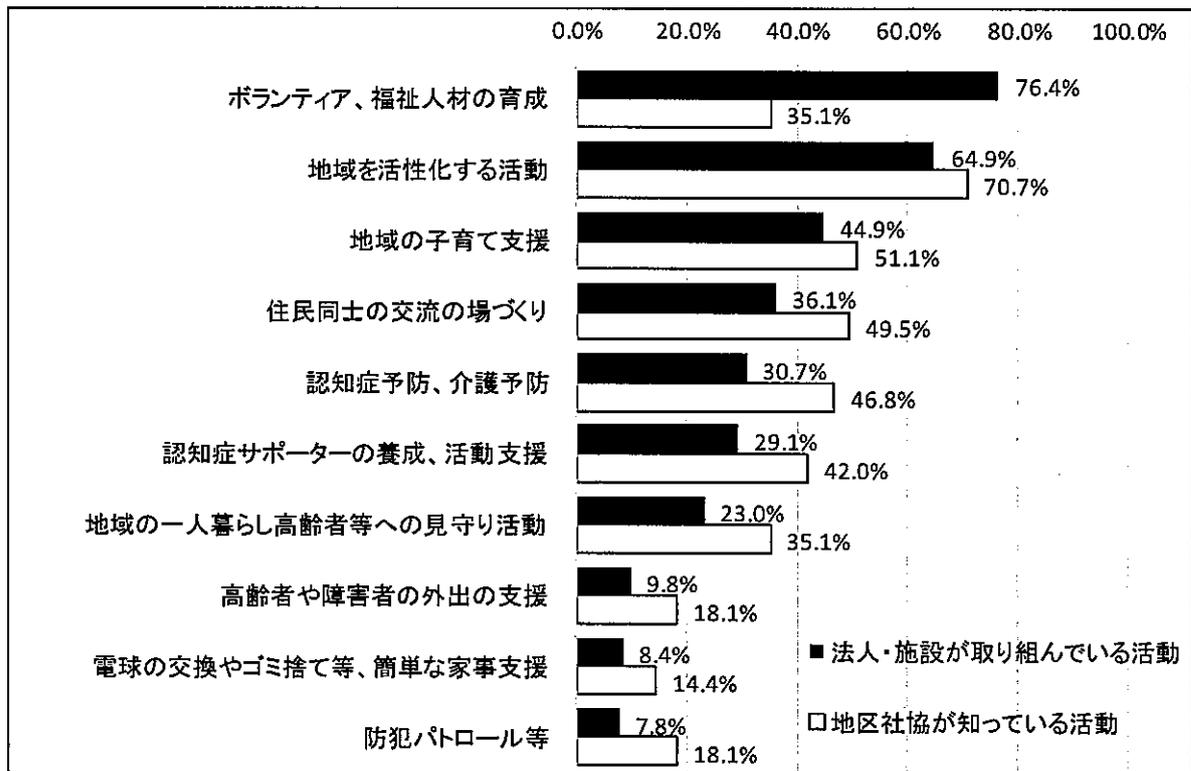
①活動実践と地域の認知度

現在、法人・施設が取り組んでいる地域貢献活動は、「人材育成」が最も多くなっていますが、地区社協では「地域を活性化する活動」が最も知られています。

法人・施設が独自に取り組んでいる地域貢献活動と、地区社協の認知度を比較してみると、法人・施設が最も多く取り組んでいる「ボランティア、福祉人材の育成」が、地区社協にはあまり知られてなく、35.1%でした。一方、地区社協では「地域を活性化する活動」を最も多くなりました。また法人・施設が取り組んでいると回答した割合よりも地区社協の認知度の方が多くなっているのが「住民同士の交流の場づくり」、「認知症予防、介護予防」、「認知症サポーターの養成」、「地域の一人暮らし高齢者等見守り活動」、「高齢者や障害児の外出支援(移動サービス)」です。これらの項目は地区社協が地域の課題として取り上げたことと一致します。

現在取り組んでいる地域貢献活動が、地域の課題やニーズに合っているか、確認を行うことも必要と思われます。

図5 現在、社会福祉法人・施設が取り組んでいる地域貢献活動と地区社協の認知度(一部抜粋)



回答数

活動を行っている法人・施設：296

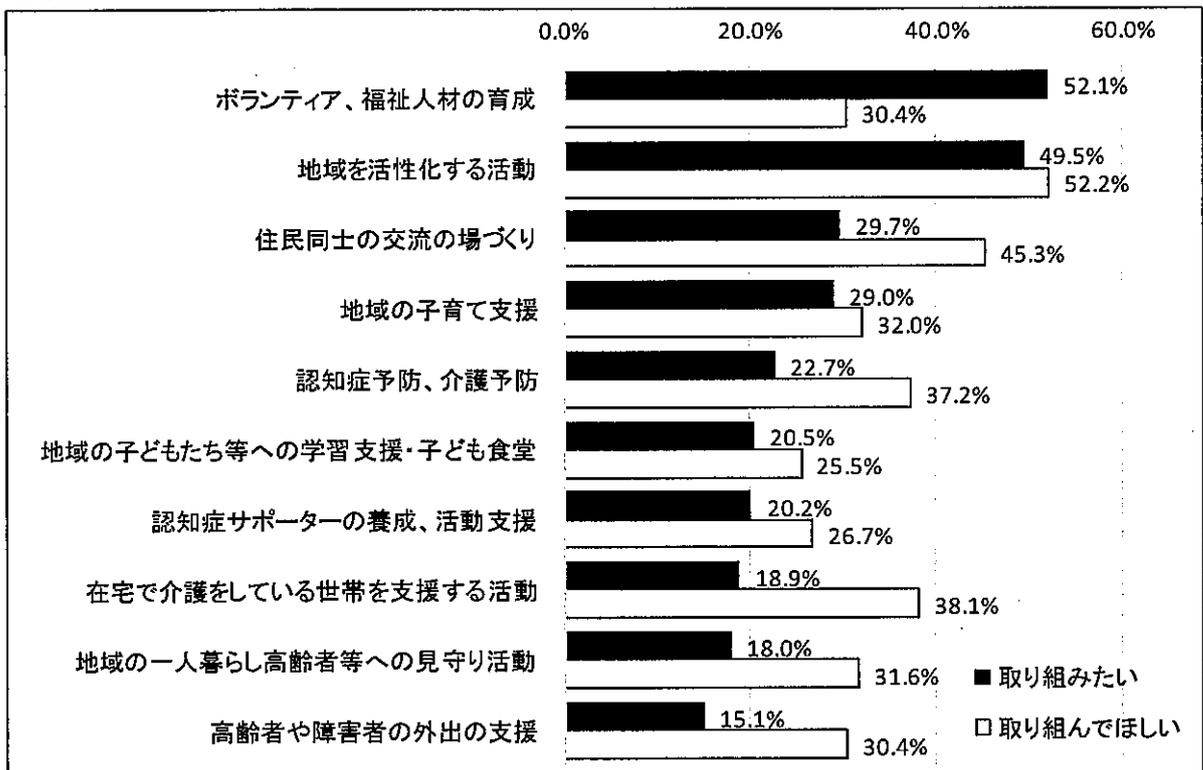
法人・施設と関わりがある地区社協：188

②活動意向と地域からの期待

今後、法人・施設が取り組みたい地域貢献活動も「人材育成」が最も多くなっていますが、地区社協は「地域を活性化する活動」を最も期待しています。

今後、社会福祉法人・施設が取り組みたい地域貢献活動と地区社協が取り組んでほしい活動を比較してみると、法人・施設は「ボランティア、福祉人材の育成」が最も多くなっています。一方、地区社協は、「地域を活性化する活動」を最も期待しています。また「高齢者等への見守り活動」、「在宅介護世帯を支援する活動」、「高齢者や障害者の外出の支援」、「住民同士の交流の場づくり」、「認知症予防、介護予防」等の生活支援や地域住民の生活と健康と仲間づくりに対する支援は、法人・施設よりも多くなっています。

図6 今後、社会福祉法人・施設が取り組みたい地域貢献活動と地区社協が取り組んでほしい活動（一部抜粋）



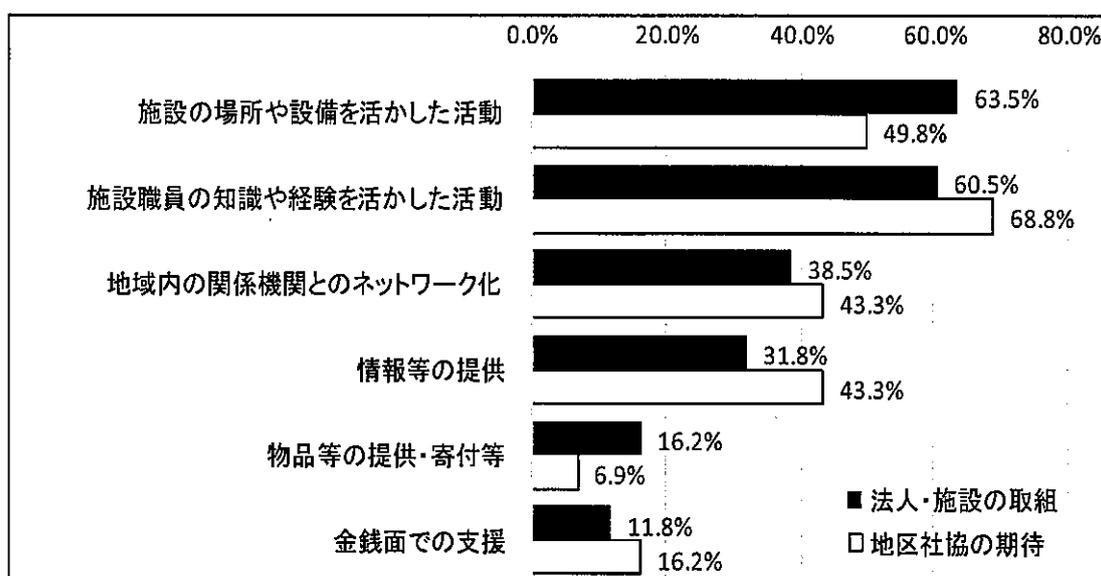
回答数
法人・施設：317
地区社協：247

③活動方法の実践と地域のからの期待

法人・施設が行う地域貢献活動の活動方法は、地区社協の6割以上が「施設職員の知識や経験を活かした活動」を期待しています。

法人・施設が行う地域貢献活動の活動方法としては、法人・施設としては、「施設の場所や設備を活かした活動」、「施設職員の知識や経験を活かした活動」はいずれも6割以上で多くなっています。一方、地区社協は「施設職員の知識や経験を活かした活動」に6割以上の期待を寄せています。また「地域内の関係機関とのネットワーク化」、「情報の提供」は地区社協の回答に多く4割以上となっており、「つなぎ役の機能」の重要性がうかがえます。法人・施設では「物品等の提供・寄付」が、地区社協よりも高くなっており、地区社協としては「物」以上に「情報」という意向が高いことがうかがえます。

図7 社会福祉法人・施設が行う地域貢献活動の活動方法(一部抜粋)



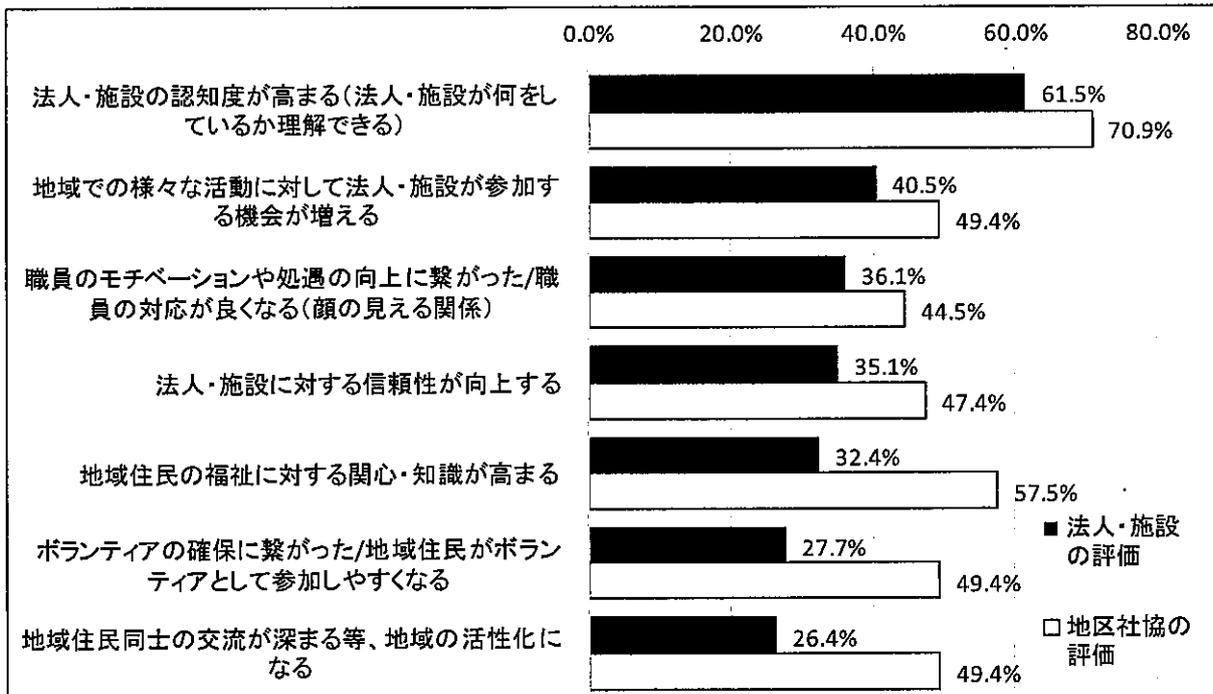
回答数
 活動を行っている法人・施設：296
 地区社協：247

④成果の評価

法人・施設が地域貢献活動を行うことによる成果は、共に「法人・施設の認知度が高まる」をトップに挙げています。

社会福祉法人・施設が地域貢献活動を行うことによる成果としては、ともに「法人・施設の認知度が高まる」をトップに挙げていますが、全体的に地区社協の方が法人・施設よりも評価が高くなっています。特に「地域住民の福祉に対する関心・知識が高まる」、「住民がボランティアとして参加しやすくなる」、「住民同士の交流が深まる等、地域の活性化になる」等の地域全体が元気になると回答した率は地区社協の方が高く、法人・施設への期待が大きいことがうかがえます。

図8 社会福祉法人・施設が地域貢献活動を行うことによる成果



* 法人・施設の回答/地区社協の設問文、ただし/がない場合は同じ設問文

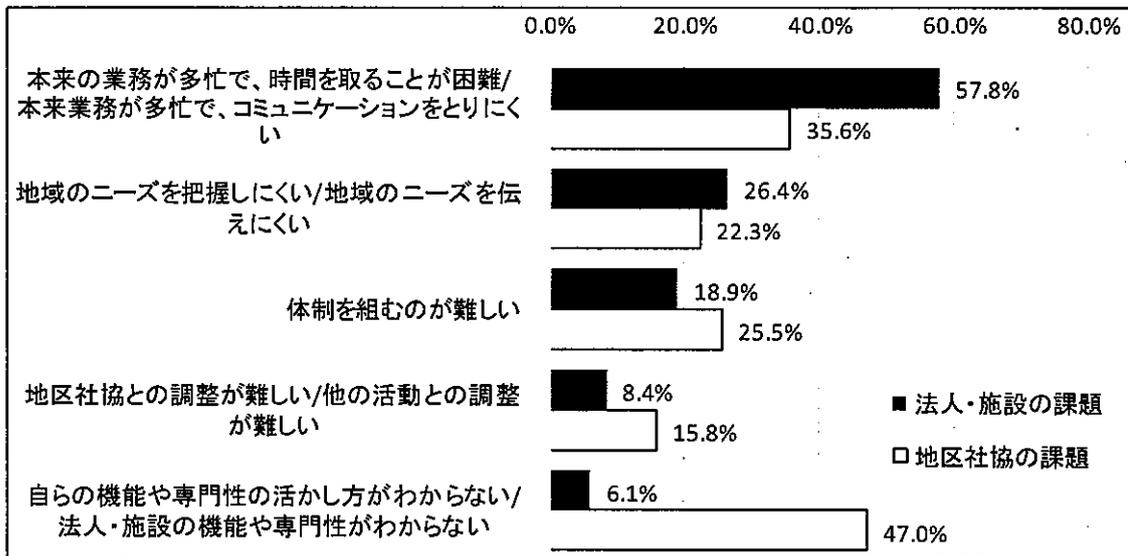
回答数
活動を行っている法人・施設：296
地区社協：247

⑤課題の認識

法人・施設が地域貢献活動を行う上での課題は、法人・施設は「本来業務が多忙」が最も多く、地区社協は「法人・施設の機能や専門性がわからない」が多くなっています。

法人・施設が地域貢献活動を行う上での課題は、「本来業務が多忙」が最も多くなっています。一方、地区社協は「法人・施設の機能や専門性がわからない」が高くなっており、何を法人・施設に頼んでいいかわからないという状況がうかがえます。双方がもっと「分かり合える工夫」が必要であり、そのための「つなぎ役の機能」がますます重要になってきます。

図9 社会福祉法人・施設が地域貢献活動を行う上での課題(一部抜粋)



* 法人・施設の回答/地区社協の設問文、ただし/がない場合は同じ設問文

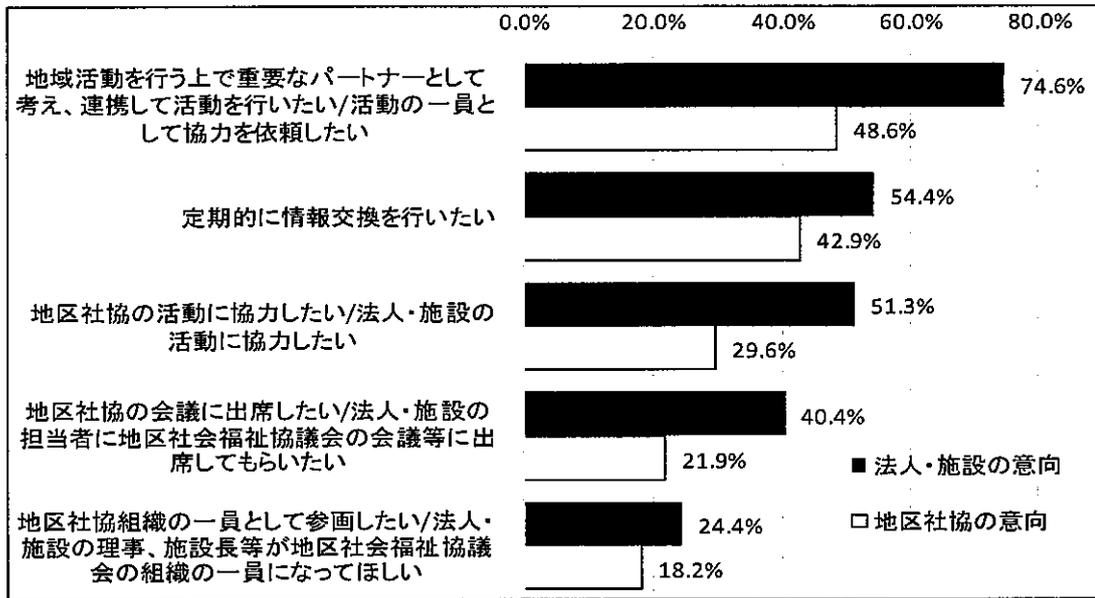
回答数
法人・施設：296
地区社協：247

⑥関わり方

法人・施設と地区社協との今後の関わりは、共に「地域活動を行う上で重要なパートナー」として認識しています。

社会福祉法人・施設と地区社協との今後の関わり方について、双方「地域活動を行う上で重要なパートナー」として認識しています。また、「定期的に情報交換を行いたい」も双方2番目に重視しています。今後、法人・施設と地区社協がお互いの課題や状況を共有・理解しながら、共に協力し合っ
て地域貢献活動を担っていくことが期待されます。

図表 10 社会福祉法人・施設と地区社協との今後の関わり



* 法人・施設の回答/地区社協の設問文、ただし/がない場合は同じ設問文

回答数

地区社協と関わりのある法人・施設：138

地区社協：247

社会福祉法人が



ほら、
よこはまは
あったかい

『ALLとつか』で取り組む地域づくり



ひとりの困りごとも見逃さない！

～全ての出発点は住民の声から～



平成30年8月29日

戸塚区社会福祉法人と地域つながる連絡会
代表 小倉 徹

1 「ALLとつか」で取り組む意味

戸塚区で現在発生している多種多様、山積する地域の課題を解決し、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を実現するためには、地域の活動団体・組織、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人等が重層的に連携・協働した取組が必要。

期待される効果

地域と社会福祉法人の両者のつながりを通じて、相互の利点を生かした取組や活動が地域で展開される。

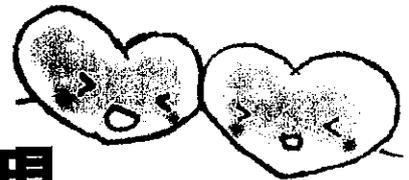
地域において様々な主体による取組や活動が生まれ、住民や地域の力が向上する。

社会福祉法人同士が協働・連携することで、制度の狭間の課題に対し「点」ではなく「面」で取り組むことができる。

2 社会福祉法人と地域つながる連絡会

【概要】

- 『地域の課題は地域で解決する』
⇒ワンストップサービスの実現
- 困りごとを抱えた『ひとり』のために動くことができる
民間組織の強みを生かした、制度や市場原理
では 満たされないニーズへの対応
- 区内社会福祉法人・施設による分野を越えた
ネットワークの構築と取組
⇒地域福祉型社会福祉法人連合体の確立



3

2 社会福祉法人と地域つながる連絡会

【重要な視点】

- 地域との最良のパートナーシップを実現する
 - ♪ エリアマネジメントへ積極的に参画し、社会福祉法人・施設が地域(住民)の生活と福祉をつなぐ「架け橋」となる。
 - ♪ 地域住民や地域の多様な機関と相互の状況や考えを理解し、お互いのリソースを出しあってできることを柔軟に考える。
- 連絡会の基準 = ミッション・ポリシーを設ける
 - ♪ 社会福祉法人同士のつながりを強化するため、思いをひとつに「つながるアイテム」として基準を設ける。

『いつでも 困ったときでも、つながれる
あなたの「まち」の社会福祉法人』

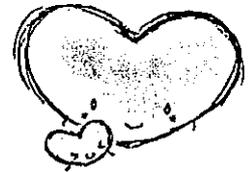


4

2 社会福祉法人と地域つながる連絡会

【取組内容】

- 1 準備会・連絡会の定例開催 (H27.4～)
= 分野を越えたネットワークの構築
= 広がる支援の可能性
- 2 地域住民・他機関との意見交換の実施
= 地域との最良のパートナーシップの実現
 - ・18地区社協(年1回、既に3回実施済)
 - ・11地域ケアプラザ5職種(1回実施済)
 - ・19地区民生委員児童委員協議会
(年1回、既に1回実施済)
 - ・地元民間企業(次年度実施予定)



5

地区社協との意見交換会の様子

全体共有で、施設職員が
発表する様子

講師 兼 コーディネーター
静岡福祉大学 社会福祉学部
教授 西尾 敦史 氏



始まる前は、
皆さん名刺交換をして
たなあ～

話が尽きずに、
時間を大幅に
オーバー...

話あいは、フレーションで!

発起人 兼 準備会代表
社会福祉法人松緑会
理事長 小倉 徹 氏



6

2 社会福祉法人と地域つながる連絡会

【取組内容】

- 3 社会福祉法人・施設の『見える化』プロジェクト実施
＝「見える化」と「アイデンティティの確立」
- ・地域情報紙タウンニュースへの社会福祉法人名等の掲載（22法人29施設）
 - ・社会福祉法人のネットワークの一員としての証であるステッカーの配布
（22法人29施設）
 - ・「エフエム戸塚」での社会福祉法人・施設の情報発信
→ リレートークの実施
（現在までに21施設参加）



7

2 社会福祉法人と地域つながる連絡会

【取組内容】

- 4 第3期地域福祉保健計画推進における連携・協力
＝多様な機関が参画する地域づくり
- ・社会福祉法人・施設からの連携協力の申出
 - ・地区別計画の推進に委員として参画
 - ・施設での「ステッカー」の掲示
 - ・区からの地域福祉保健計画の「のぼり旗」の受理と施設での掲示



地域福祉保健計画と
共同募金の
コラボ実現！



8

3 ALLとつかで取り組む地域支援

【取組事例①】



個別ケース・ニーズへの対応

制度やサービスでは対応できない狭間の問題に対し、民間組織である社会福祉法人の強みを生かした自由な立場と発想力で取り組む事例

9

【取組事例①】

電球が切れていて夜中にトイレに行けない



常にコバエが空中を飛んでいる



使用済みおむつが無造作に廊下に積みあがっている

浴室と洗面所は使用不可となり2年以上入浴できていない



庭はきれいにしているのに…他人の目に気にして家屋内にゴミを溜めてしまう

主訴の解決

- ゴミの排出 = 衛生環境の整備
- 銀行での出納
- おむつの買物
- 電球の交換

個を支える支援

- 日常のゴミ出し
- 銀行・買物の同行 (付き添い)
- 入浴支援 (介助含む)

地域で支える仕組み

- 生活支援ボランティアの立ち上げ
- 社会参加の場の創出
→ 既存のサロンで対応できるよう機能拡充
- 移動手段の確立
- 地域とつながる「きっかけ」づくり

いわゆるゴミ屋敷状態の独居者宅

支援方法

サービスを拒否

「助けて」と言えない

他者を拒否



経済的、身体的、精神的な要因による社会からの孤立

つながりの喪失 等

本人の意思と地域の受入れ体制が整っていない現状では...

専門職による支援が必要

緊急対応

- ゴミの排出
- 銀行での出納
- おむつの買物
- 電球の交換

日常支援

- 日常のゴミ出し
- 銀行・買物支援
- 入浴支援 (介助含む)

関わりや会話の中から本人の心を少しずつ開いていく...

特別養護老人ホーム

実施

- ゴミの排出・清掃
- 電球交換
- 銀行・スーパーの送迎

今後展開

- 入浴支援(浴場提供・介助)
- 病院送迎等移動支援
- 施設食の提供(デリバリー含)
- 外出場所として施設を提供

障害作業所

今後展開

- 日常のゴミ出し

地域の支え合い

- 生活支援ボランティアの立ち上げ
- 社会参加の場の創出→既存のサロンで対応できるよう機能拡充
- 移動手段の確立



自宅からのごみの搬出



施設長も奔走!



清掃前と後



本人と会話をしながら搬出・清掃を行う

「ひとり」の困ったに対応する社会福祉法人



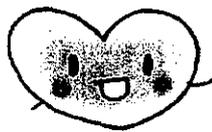
送迎車での買物送迎・銀行同行



保健師による足浴も!

3 ALLとつかで取り組む地域支援

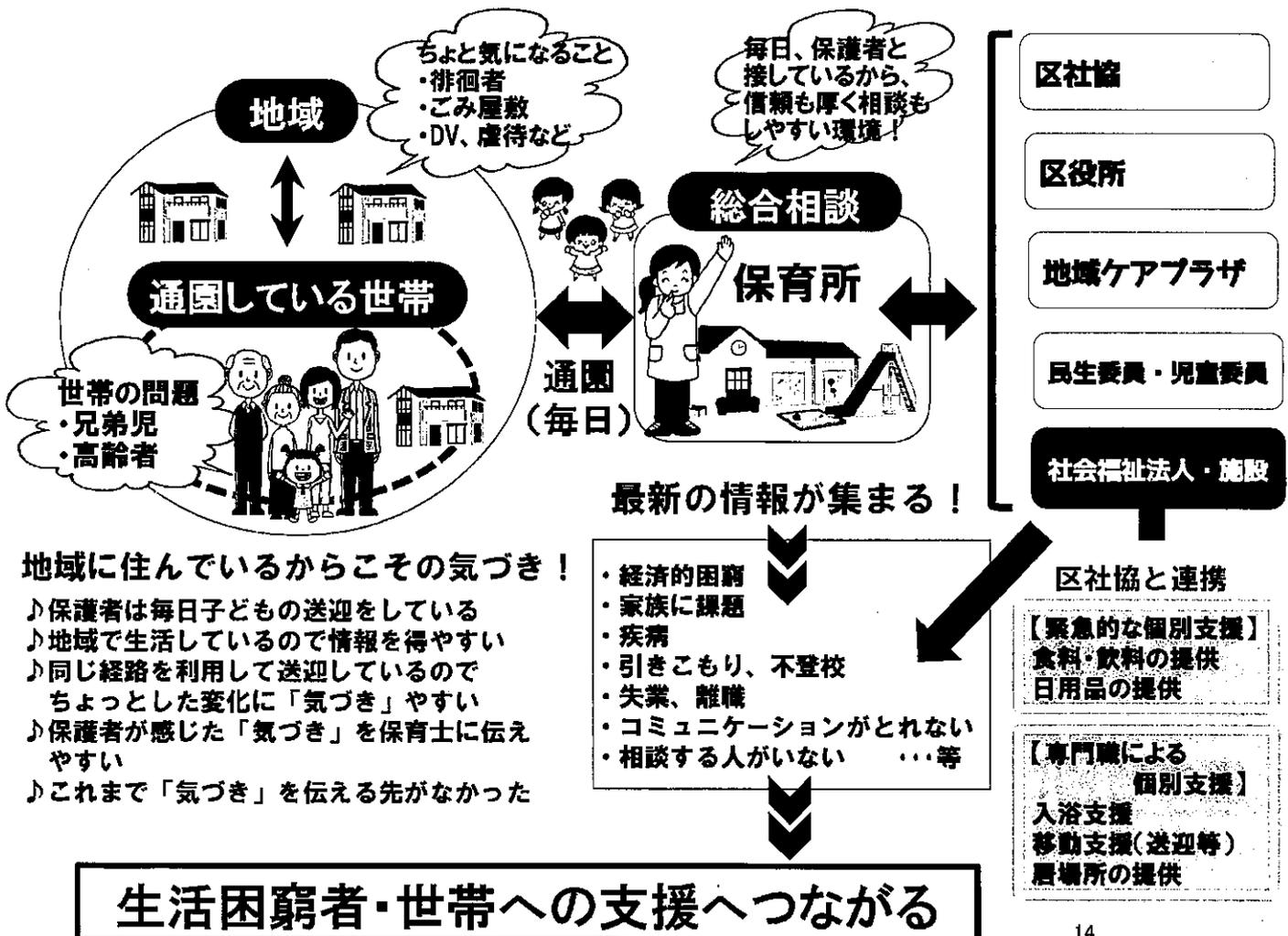
【取組事例②】



「こども」が地域とのつなぎ役！ 保育所が取り組む地域支援

保育所の最大のメリット・・・それは、「こども」を通して施設が地域とつながっていること。「きづく・つなぐ・見守る」の3本柱を中心に地域支援に取り組む事例

13



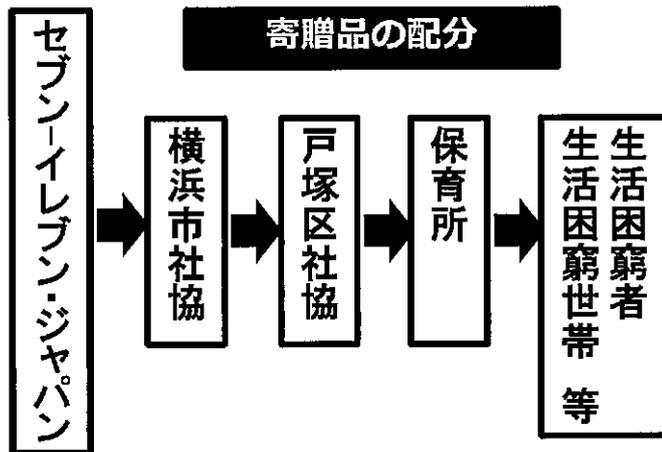
【支援方法の一例】

区社協と連携した生活困窮者支援

保育所だからこそ
世帯に必要な物品を
効率的・効果的に
配分できる！

「必要な人」へ「必要な物品」の配分

- 通園しているこどもの世帯(主に生活困窮世帯)への支援
→兄弟児や同居している高齢者等も含め、生活や学習に必要な物品の支援
- 保育所で放課後過ごしている児童(子どもの居場所)への支援
→嗜好品(菓子等)や文房具等を提供



趣旨を貼りだし、職員が一人ひとりに説明をします

こどもと一緒に必要な品物を選んでいきます



世帯の状況にあわせて職員が品物を補充します



この日は日用品の配分を実施し、子どもと一緒に必要な品物を選んでいきます

15

3 ALLとつかで取り組む地域支援

【取組事例③】



「集いの場」の設置

身近な場所で住民同士が交流を図れるよう、地域住民と協議を重ねながら施設のフリースペースや地域交流室を活用し集いの場を設置している事例

3 ALLとつかで取り組む地域支援

【取組事例③】

現在では
2ヶ所の特養でサロンを開催中
みんなでワイワイ食べる
つどい食堂も始まっています！

● 「地域のつどいカフェ」開催

特別養護老人ホームのテラスや地域交流室を活用し、多世代交流のサロンを地域住民(自治会・民児協等)とともに企画・実施。当日は、自治会長をはじめ民生委員・児童委員も相談対応含めスタッフとして参加。施設職員も同席しているため、専門的なアドバイスももらえ課題解決の場にも。



メニュー&
手作りのおみやげ



お天気なのでテラスで！

17

3 ALLとつかで取り組む地域支援

【取組事例④】

チームで取り組むことで
小規模法人でも地域貢献の
可能性を拡げることができる！
地域にとっても柔軟な対応をし
てもらえて助かります。



地域の足に！

チームで取り組む移動支援

日常の買物や外出時等、生活の中で移動に不便を感じている住民へ、施設の資源を有効活用した複数の施設がチームで取り組む事例

【取組事例④】

社会福祉法人・施設が所有している車両と運転手を提供し、地域のニーズに応えた移動支援。

コーディネートは地域住民が行い、費用は無料で実施。

- **高齢者のサロン送迎** ※3つの地域で実施
地域で開催している高齢者の昼食会への送迎。
3つの施設・法人がチームで支援している。(年3回程度)
- **高齢者のミニデイ送迎** ※2町内会エリアで実施
地域で開催している高齢者のミニデイへ、参加者を自宅から会場まで週1回送迎。1つの施設・法人が支援。
- **買物困難者の買物送迎** ※2つの地域で実施
日常の買物に不便を感じている住民を、スーパーへ送迎。
・1町内会エリア・・・3つの法人・施設が支援。月2回。
・1町内会エリア・・・1つの法人・施設が支援。週1回。

19

買物送迎の実施風景



乗降時は施設職員が補助します



見守りボランティアさんが車内で話かけています。こんな「ふれあい」も嬉しいものです。

お迎えの車がくると、まずは笑顔であいさつから始まります
「お待たせしました!」「今日もよろしくお願いします」
何気ない会話ですが、確実に顔の見える関係ができています



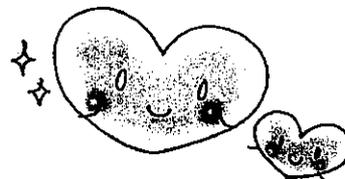
駐車は車高制限のない専用の駐車場で！
スーパーへ協力を依頼しました



購入したたくさんの荷物を持って車に乗り込みます
施設の職員さんが優しく見守ってくださいます!

20

4 今後…拡がる支援



● 引きこもり・不登校児への支援

当事者一人ひとりの思いを尊重しながら、本人の状態にあった社会復帰をするための「きっかけ」づくりを行う。

例) 保育所を活用し、子どもとの「ふれあい」の中から自己肯定感を高め存在意義を認識できるよう一人ひとりにあった時間を過ごす機会をつくる。

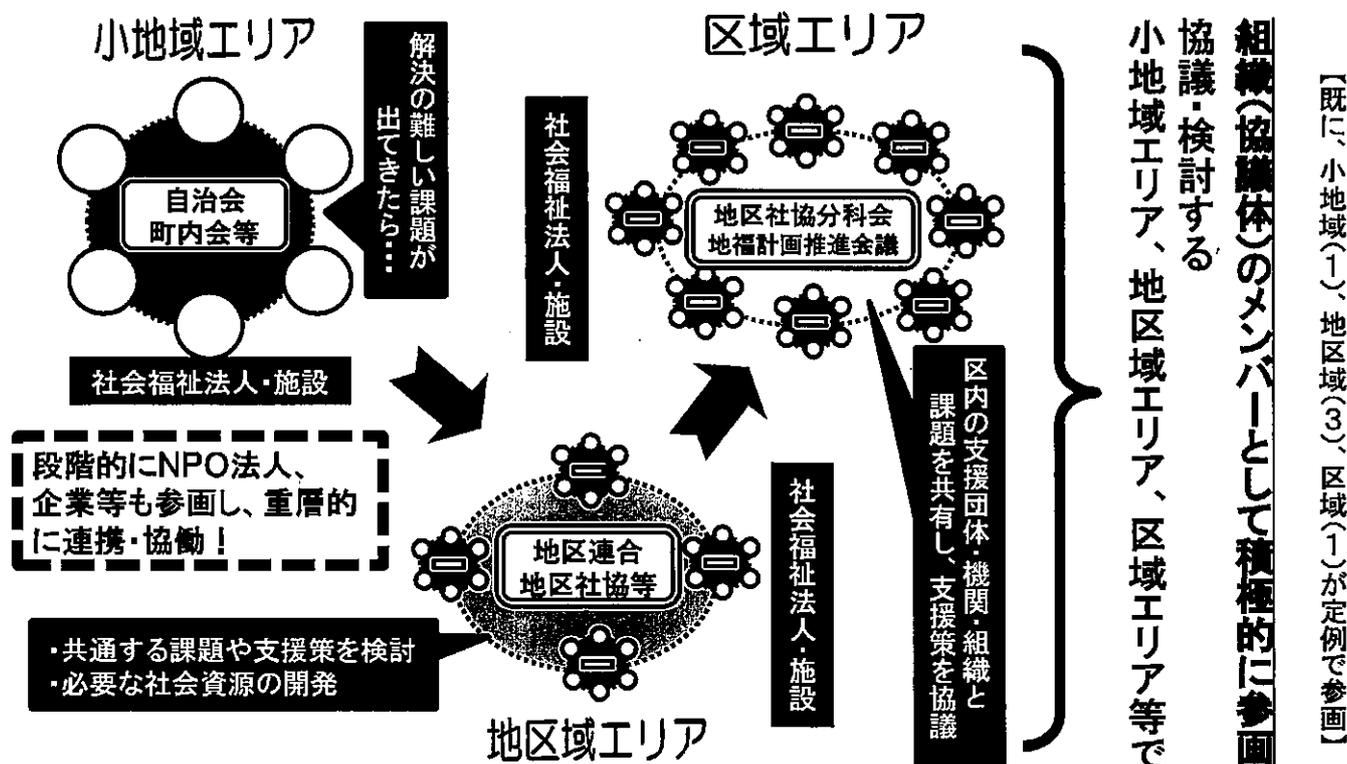
● 生活困窮者への迅速・的確な物品提供

相談窓口として地域に定着しつつある社会福祉法人・施設。区社協と連携し、セブンイレブンの寄付物品を施設で保管。相談を受ける中で、必要な人へ生活に必要な物品(食料含む)を緊急・迅速・的確に提供する体制をつくる。

※2施設でモデル実施中。

※全施設ではなく、CSWが配置されている施設を予定。

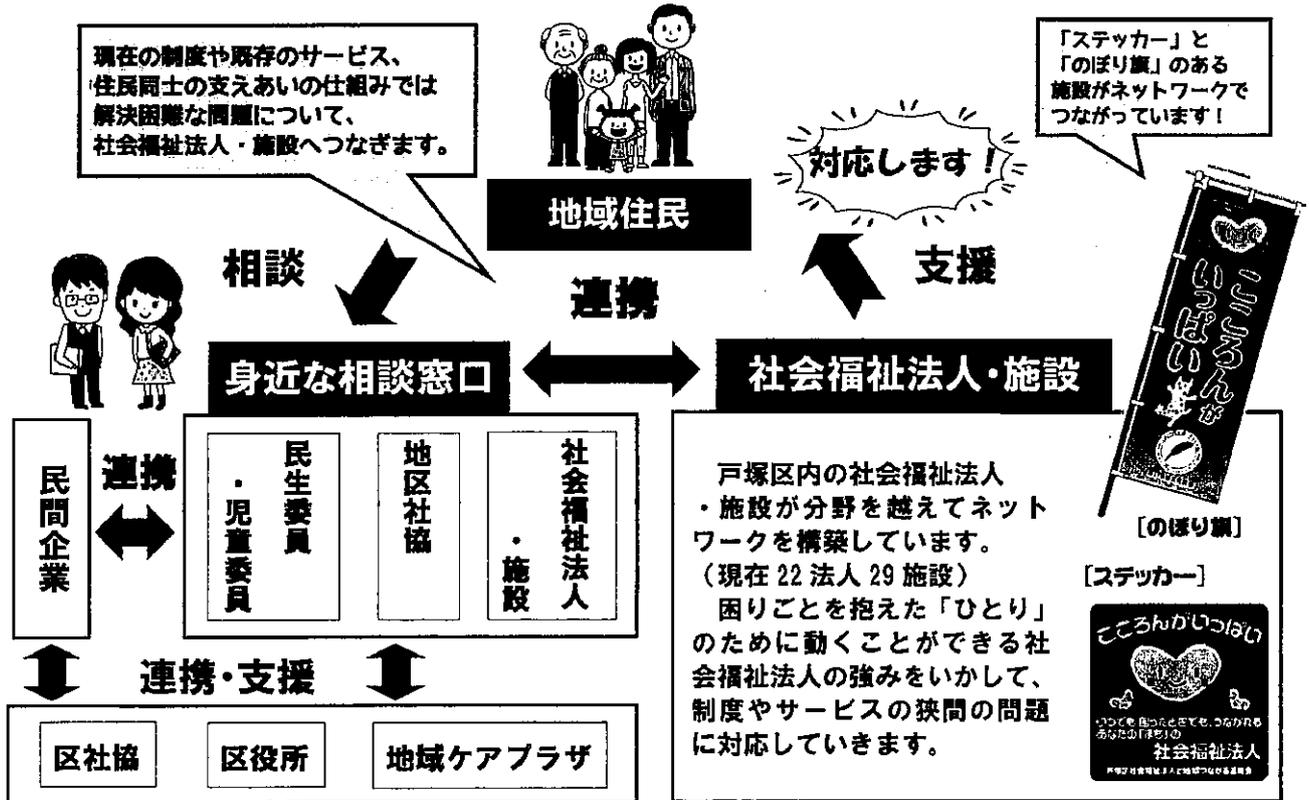
5 社会福祉法人・施設が目指すべき姿



〔既に、小地域(1)、地区域(3)、区域(1)が定例で参画〕

区社協は、地域と社会福祉法人、NPO法人、民間企業等の多様な機関・組織を含めた幅の広い横断的なネットワークをつなげ、課題解決の場や機会を構築する

戸塚区内社会福祉法人・施設による 「つながるサポートネット」イメージ図



柏尾富士見台の 買物送迎

1月から本格始動！ ～介護予防・社会参加・孤立防止の効果も～

柏尾地区の柏尾富士見台自治会(458世帯)では、立地的・身体的要因等により、日常の買物に不便を感じている住民の方への支援の一つとして、区内の社会福祉法人・施設と連携した買物送迎を始めました。

2社会福祉法人3施設がチームを結成し、所有する送迎車両と運転手を提供、月2回、「アピタ戸塚店」と「マルエツ戸塚舞岡店」まで往復の送迎を行います。参加者の取りまとめや調整は、日頃から地域の身近な相談窓口となって住民の皆さんの支援にあたっている柏尾富士見台自治会の民生委員が行っています。当日は、2ヶ所の乗降ポイントで見守りボランティア(民生委員または地域のボランティア)が当日のリーダーとして立会い、買物送迎に同行しています。

関係者の満面の笑顔

自治会長、民生委員、3施設長・職員、CP、区社協



←買物袋には目印の『ころんマスコット』



車内では会話がはずみます！



男性だって食事選びは真剣です！



各々のスタイルで買物をはじめます！



ある日の風景...

「今日は久しぶりに鰻を買うわ！」「鰻は目が黒く澄んでて全体に丸いものがいいわよ」...柏尾富士見台自治会エリアにある柏尾町第四公園前を出発した車内では、早速こんな会話が始まりました。この日の参加者は7名。このエリアの民生委員・児童委員でもあり、地域のボランティアグループでも活動をしている見守りボランティアが1名同乗しています。定員いっぱいの車内は3月とはいえ、熱気に溢れていました。これから行くスーパーのお買い得品の情報交換をしながら、皆さん期待に胸を膨らませています。そんなとき、運転手さんからの「桜が咲き始めてますよ」の言葉に、一斉に車窓から景色を眺め「きれいな〜」と感嘆の声をあげていました。

スーパー到着後は、一人でカートを押しながら生鮮食品売り場へ行く人もいれば、買物送迎をきっかけに仲良くなった数名が一緒になって、日用品売り場へ向かう姿もみられました。

↓乗降時もお手伝い

1時間後...皆さんたくさんの買物袋を手に提げ駐車場へ集合。お米やティッシュペーパー等の重かったり高張るものは運転手さんが運ぶのを手伝ってくれます。

さぞ疲れているのだろうと思いきや、帰りの車内もサロン状態!!!今日の成果について話したり、最近の芸能の話や日本の情勢等、多種多様な会話が飛び交っていました。送迎ポイントに着くと、運転手さんにお礼を言い、「また今度ね!」と足取りも軽く自宅へ帰っていきました。



おじゃましますっ! 戸塚区社協です



発行日：平成30年4月19日 / 発行元：戸塚区社会福祉協議会(866-8434)

【社会福祉法人と地域つながる連絡会 特集号!】

～3月8日開催～

地域の身近な相談窓口であり、地域に密着した活動を行っている**民生委員・児童委員**。社会福祉法人として様々な相談に対応し、拒否をせず支援に結び付けていくことを使命として業務を推進している**社会福祉法人・施設**。

この日、両者が一堂に会し、地域でおきている制度の狭間の問題や地域課題を共有、相互にできることや解決方法を一緒に考えていく、意見交換会を開催しました。

民生委員・児童委員：18地区37名
社会福祉法人・施設：14法人19名
※地域ケアプラザ5名、区役所3名、区社協9名

社会福祉法人の使命と役割

参加者73名!

【社会福祉法人松緑会 理事長 小倉徹 氏】



- 社会福祉法人とは
- 公益事業と収益事業
- 社会福祉法人と株式会社の違い
- 地域貢献の考え方
 - 地域のことは地域で解決する
 - 「つながり」「地域力の向上」
 - 「点」から「面」への取組
 - 隙間のない支援体制
 - ワンストップ体制の構築 = 「戸塚区つながるサポートネット」
- よこはま地域包括ケア計画と社会福祉法人の地域貢献

↓ゴミの搬出もチームで対応



実践報告 ～社会福祉法人の地域支援～

↓施設を開放 地域のつどいカフェ

- 災害時は地域とともに!【クローバー】
- みんな笑顔に!誰もが集える場の設置【敬愛】
- チームで取り組む移動支援
 - ・高齢者のサロン送迎【松緑会、敬愛】
 - ・買い物困難者の買物送迎【豊笑会、親善福祉協会】
- 一人ひとりの困ったに対応!
 - ・いわゆるゴミ屋敷の住人への自立支援【松緑会、聖母会】
 - ・若い兄弟のいる母子世帯(生活困窮)への支援【和みの会】



トークセッション

保育所が地域と一緒にできること、その可能性【神奈川県同胞援護会、レインボー保育園】

意見交換

地域のイベントに協力 保育園の先生は大人気!



『地域の気になる人、困っていること、できたらいいなと思うこと』 『社会福祉法人の可能性』

民生委員と社会福祉法人・施設 意見交換会

意

見交換

社会福祉法人の実践報告のあとは、6つのグループに分かれて意見交換を行いました。民生委員の視点で出された「地域で気になる人・困っていること」を共有し、その課題解決のために「社会福祉法人・施設ができる可能性」を、法人として検討しました。

参加者からは、まずは**住民一人ひとりが自分の困りごとを認識し、自分でできることは自分で解決。自分で解決できない問題を、隣近所での小さいエリアでの『支えあい』を出発点に、自治会域→地域→区域…へと進めていく**ことが重要であるとの意見が出されました。地域の支えあいは、住民や社会福祉施設等の社会資源が一体となった『相互のつながり』を基盤とした『地域共同体』が必要なのです。

可能性は無限の大!

民生委員の視点!



地域で困っていること・気になること

何か解決策はないかな...



社会福祉法人の可能性

生活

- ・ゴミの分別やゴミ出しができない人が増えている。
- ・ゴミを庭に放置する人がいて、カラスがきて危険。
- ・庭木の手入れができない。
- ・自分でみて、手にとって商品を選んで買物をしたいが、近隣にスーパー等がなく買い物が不便。
- ・全体的に生活環境が悪化している世帯をみかける。



移動

- ・公的サービスの対象者ではないが、身体機能が低下し、外出することができない。
- ・山坂の多い地域は、日常の買物でさえ行くことが難しい。特に、重い荷物を持つ移動は身体的な負担が大きい。
- ・サロン等の集いの場や交流の場があっても、会場まで行くことができない。
- ・交通の便が悪く、通院のために離れた病院へ通うには高額なタクシー代がかかる。



場所

- ・住民が気軽に利用できる場所や施設（ハード面）がない。
- ・介護認定者が、公的サービス以外で利用できる地域の集いの場がほとんどない。
- ・独居高齢者の緊急時の居場所がない。

担い手

- ・高齢化で地域の活動者が不足している。
- ・送迎サービスを行っている団体はあるがボランティアが見つからない。
- ・活動者が減り活動団体の継続が難しくなっている。

その他

- ・介護認定がおりている高齢者が困っていても、公的サービスや区分変更で問題を解決しようとする。地域と疎遠になってしまう。
- ・町内会も住民も、何でも民生委員へ依頼してくるので負担が大きい。

住民

- ・認知症の一人暮らし高齢者が増えてきている。
- ・女性の一人暮らしが増えているように感じる。
- ・複数課題を抱えている世帯が増えている
(精神疾患の子ども+高齢の親、老老介護+虐待、生活困窮+引きこもり 等)
- ・引きこもりの人の話をよく耳にするようになってきた。
- ・困っていても「助けて」と声をあげられない住民が多い。
- ・隣近所や支援者等、他人を寄せ付けず拒否をする。
- ・知り合いや家族以外の話は、聞く耳を持たない人がいる。
- ・周囲と関わりを持たない、持たない住民が増えている。
- ・家族に迷惑をかけたくないとこの思いから、近隣に頼り切ってしまう人や、セルフネグレクトに陥ってしまう人がいる。



認知症

- ・相互に理解することができないため、意思疎通が困難。そのため、トラブルになることも多い。
- ・認知症の人への対応がわからずに困っている住民をみかける。
- ・夫が認知症で、妻の死亡に気付かず長期放置されてしまった世帯がある。
- ・支援機関への連絡が難しくなる夜間の対応に困る。



学齢期(児童・生徒)子ども

- ・地域だけではなく、子ども同士のつながりも希薄。
- ・子どもの居場所が少ない。
- ・イタズラが過ぎる子どもが多い。叱れる大人がいらない。

情報

- ・高齢者の情報は入手できるが、引きこもりの情報は把握できない。
- ・自分から声をあげない困りごとを抱える住民の把握ができないため、発見したときには手遅れということがある。
- ・日中独居の高齢者の情報が把握できない。

移動支援

- ・施設の送迎車両を活用した移動支援。
= サロン送迎、買物支援 等
- ・緊急時や制度の狭間の案件に関して移動支援(応相談)。

場所・設備の提供

- ・施設の空きスペースを開放し、サロン等の地域活動に利用。
- ・デイサービスの運営時間外であれば設備も含め場所を提供。
- ・車イス等の物品貸し出し。施設で不要(安全に使用できるもの)になった車イスの無償提供もあり。
- ・入浴設備も貸し出し可能(応相談)。



専門機関としての機能

- ・24時間365日相談対応可能。
- ・対応にはネットワークをいかして他施設・機関と連携。
- ・気になる人がいたら気軽に連絡・相談をして欲しい。
(登録や申込等不要)
- ・専門知識を持った職員を地域へ派遣(講師、相談対応等)。
- ・緊急時の緊急入所(横浜市緊急入所対応の仕組み活用)等、緊急時に役立つ施設でありたい。
- ・徘徊者の安全確保。

その他

- ・障害者の散歩や買物コース等に支えあい活動(生活支援)を組み入れて地域の一人として活動できる。
- ・保育所では子どもの送迎時に地域のちょっと気になる人への声掛けができる(保育所職員、保護者)。
- ・特別養護老人ホームでありながら、施設の利点を活かして分野を越えた総合的な支援ができる(子どもや親、障害者等)

☆上記内容については、既に実施しているものもありますが、社会福祉法人として今後できるかもしれないという可能性の範囲のものも含まれます。